

このお知らせはご家庭にお持ち帰りになり、ご家族でご覧ください。

被保険者・被扶養者 殿

2025年9月1日
不二サッシ健康保険組合

個人情報保護法についてのご案内

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）は、2003年5月30日に公布され、一部について同日施行されましたが、「個人情報取扱事業者」の義務や罰則などについては、2005年4月1日から施行されました。

この法律でいう「個人情報取扱事業者」は、5千人分以上の個人情報を保有している民間企業等の全てが該当します。健保組合の場合は、レセプト（患者の個人情報が記載された医療費の明細請求書）など重要度の高い医療情報を取り扱っていることから、厚生労働省のガイドラインによって、保有する個人情報の人数に関係なく、「個人情報取扱事業者」と全く同様の義務が課せられることとなります。

この法律の大きな特徴は、「個人情報が漏えいしないように守る。」「自己情報コントロール権を本人が有する。」——の2点であります。前者の考えは、これまでの守秘義務であり、当然としても、後者の“自己情報コントロール権”については、欧米先進国では浸透していることですが、日本ではなじみの少ない考えであるかと思えます。この法律が施行されることによって、今後は、個人情報の記載されている加入者本人がコントロール権を有することとなります。加入者が自己情報をコントロールできるようにするためには、加入者に対し透明化をはかることが必要となり、そのために個人情報の利用目的等について公表するなどの取扱いが、健保組合にも義務づけられることとなりました。

また、同様の趣旨から、健保組合が保有する加入者の個人データについては、第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。第三者とは、本人（法人）以外の者であり、夫婦、親子、兄弟であっても本人以外は第三者となります。健保組合にとっては、事業主（母体企業）も第三者になります。

ただし、第三者への個人データの提供について、法律ではいくつかの同意不要事項や第三者提供に該当しない事項についても触れています。同意不要事項としては、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合、③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合、④国等に協力する場合——の4点であります。また、第三者提供に該当しない事項としては、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——の3点があります。

健保組合の業務は、健康保険法の趣旨にのっとり行うものであり、ほとんどの基本的業務処理は、健康保険法令に基づいており、加入者の同意を要しません。また、健保組合の多くの業務処理はコンピューターによって行っているため、外部業者に業

務処理を委託しております。さらに、共同利用による事業もあり、結果として、加入者の同意なく行う個人データの提供が数多くなっています。

この法律の施行後は、健保組合として、前述の除外事項等を除く、個人データの第三者提供に当たる事項については、加入者の同意を得るとともに、個人情報の利用目的について公表しなければなりません。それと同時に、加入者の個人データについて、この法律では、開示、訂正、追加または削除、利用停止または消去する権利が加入者本人にあることとなります。

しかし、健保組合が保有する加入者の個人データは、健康保険法に基づく届出等により保有するものが大半であり、健康保険法では任意継続被保険者を除き、事業所ごとの強制加入となっており、原則として加入者の申し出で削除や消去はできません。訂正、追加につきましては、これまで同様に「～変更（訂正）届」を提出していただくこととなります。残る権利として、個人データの利用停止がありますが、仮に、個人情報の利用停止を申し出られても、多くの場合、結果として給付が受けられなくなったり、健診が受けられなくなったり、他の保健事業についても加入者の受益が損なわれるおそれがあります。

したがって、実際問題としては、健保組合が行う業務については、開示、訂正、一部の利用停止についての権利を加入者が有することとなります。

なお、個人情報保護に関するご質問や問い合わせにつきましては、当健保組合の相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報相談窓口】

TEL 045-680-1630

FAX 045-680-1631

不二サッシ健康保険組合プライバシーポリシー

不二サッシ健康保険組合は、加入者個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。

- 1 当健康保険組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損又は加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
- 2 当健康保険組合は、加入者からご提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためのみに使用いたします。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用いたします。
- 3 当健康保険組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供致しません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日・法律第57号）第27条第1項各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。
- 4 当健康保険組合は、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施するほか、個人情報を取り扱う部門ごとに管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。
- 5 当健康保険組合の業務委託する場合については、より個人情報の保護に配慮したものに見直し・改善を図ります。業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分審査するとともに、契約書の内容についてもより個人情報の保護に配慮したものとします。
- 6 加入者が、加入者の個人情報の照会、修正等を希望される場合、当健康保険組合担当窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲ですみやかに対応させていただきます。
- 7 当健康保険組合は、加入者の個人情報の取扱いに関係する法令その他の規範を遵守するとともに、本個人情報保護ポリシーの内容を継続的に見直し、改善に努めます。

不二サッシ健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について

不二サッシ健康保険組合（以下「当組合」という。）におきましては、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

1 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。

- ・ 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という）」を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。
- ・ 「被扶養者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。
- ・ 「被保険者資格喪失届」の際に、健康保険被保険者証を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分いたします。
- ・ 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
- ・ 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。
- ・ 「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することもあります。
- ・ 医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む。）から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年

月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者か資格喪失者かについて回答します。

- 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
 - 「算定基礎届」、「月額変更届」、「賞与支払届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。また、届出の際に、必要であれば、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
 - 「マスター」作成及び入力処理の一部、被保険者証の発行、保険料納入告知書等の作成を健康保険業務システム業者に委託しています。
 - 健診受診申し込み者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを契約健診機関及び同機関提携健診機関に渡し、健診結果の送付に利用します。
 - 健康情報誌を加入者に提供するため、健診結果及び保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを健康情報誌作成業者に渡し、健康情報誌の作成及び提供に利用します。
 - 育児書申込者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、住所データを契約業者に渡し、申込者への送付に利用します。
- 2 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。
- 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
 - 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
 - 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
 - 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
 - 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。
- 3 レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、紙レセプトは、健康保険業務システム業者にパンチ入力を委託し、本体部分はイメージスキャナーにて読み取りをさせ、データベース化したものを当組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に利用します。
- レセプトデータをチェックし、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し、再審査依頼します。
 - 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確

認を取ります。

- 同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。
- レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
- レセプトデータを基に、高額療養費、付加給付（一部負担還元金、合算高額療養付加金、家族療養付加金）の支給決定を行います。
- レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。
- レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
- レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
- 開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
- レセプトデータを基に、健康保険業務システム業者に委託し、医療費通知を加入者に通知します。
- 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
- 海外で医療を受けられた方の医療費明細書等を日本語に翻訳するため、外部翻訳業者に委託します。
- レセプトデータを基に、無受診者を抽出し、健康者表彰を行います。
- 健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連・高額医療グループに送付し、医療費の助成を受けます。
- 複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報情報を消した上で、教材として用います。

4 健康診断については、健診受託業者に業務委託して実施します。

- 結果数値については、受診者に通知するとともに、その数値データを健診受託業者から受け取り、当組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- 当組合は、事業主との共同事業として、健康診断を実施しており、被保険者の健診結果数値については、原則として全て事業主にも連絡し、双方でそのデータを保有し、被保険者（従業員）の健康管理に役立てていくこととしております。

- ・ 健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。
- ・ 各種重症化予防事業を行う為、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別所属データ、住所及びレセプトデータ、健康診断結果数値を契約委託事業者に渡し、各種重症化予防事業に利用します。

5 その他保健事業の実施について

- ・ 健康増進事業の各種イベントの参加者から提出していただいた写真や感想文に事業所名、名前を付し、健康保険組合ホームページや機関紙に掲載します。

6 役職員人事関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者名簿について

- ・ 組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用后、厳重に保管します。
- ・ 役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
- ・ 人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
- ・ 組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
- ・ 事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会や健康管理推進委員会、その他個別の業務連絡などに用います。

7 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、上記1、2における届出については、個人番号が付され、特定個人情報となる場合があり、1、2で定める利用目的や利用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

(1) 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。

また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。

(2) 規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについ

ては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、委託業者に委託し、裁断処理または溶解処理を行います。

また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄またはリース返却します。

なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

同意を要する事項について

当組合においては、以下の事項について、従来どおりの取扱いにさせていただくこととしましたが、これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、当組合では、以下の事項について、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合の個人情報相談窓口までご連絡下さい。

1. 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
2. 出産育児一時金など現金による給付を事業主経由で支給すること。
3. 人間ドック・契約保養所利用補助金など現金による給付を事業主経由で支給すること。
4. 医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）と加入者情報のお知らせ（ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、氏名や被保険者等記号・番号・枝番・個人番号の下4桁等を記載して交付するもの）を世帯単位でまとめて行うこと。

※ なお、4. につきましては、加入者本人だけでなく、家族の方の同意も要する事項となりますので、家族の方で同意されない方につきましても、当組合の個人情報相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報相談窓口】

TEL 045-680-1630

不二サッシ健康保険組合及び健康保険組合連合会が共同で実施する 高額医療給付に関する交付金交付事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用—については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。不二サッシ健康保険組合（以下「当組合」という。）では、高額な医療費が発生した場合に、健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）が実施する高額医療給付に関する交付金交付事業（以下「高額事業」という。）から医療費の助成を受けるため、診療報酬明細書データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称—について、次のように公表いたします。

1. 健保連との高額事業の共同実施について

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを高額交付金オンラインシステムを使い、健保連・組合財政支援グループに提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

2. 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

3. レセプトデータを共同利用する者の範囲について

- ・不二サッシ健康保険組合 常務理事、事務長及び職員
- ・健康保険組合連合会 組合財政支援グループ職員
- ・業務委託先 公益財団法人 日本生産性本部・情報システム事業部及び協力会社

4. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

- ・当組合においては、高額事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健康保険組合連合会・組合財政支援グループにおいては、全組合からの申請を受

理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

5. レセプトデータ等の管理責任者名（もしくは名称）について

レセプトデータ等の管理責任者は、当組合の事務長と健保連の組合財政支援グループマネージャーです。

不二サッシ健康保険組合並びに事業所（下記）が 共同で実施する健康診査事業の公表について

【事業所詳細】

- ・不二サッシ(株)千葉工場
- ・日海不二サッシ(株)
- ・不二サッシ健康保険組合
- ・北海道不二サッシ(株)
- ・(株)不二サッシ東海
- ・関西不二サッシ(株)
- ・(株)不二サッシ関西
- ・大牟田アルミ建材(株)
- ・(株)東亜サッシ
- ・不二サッシ(株)本部
- ・不二ライトメタル(株)本社
- ・不二サッシユニオン
- ・しらたか不二サッシ(株)
- ・(株)不二サッシ中四国
- ・(株)不二サッシ東北
- ・(株)不二サッシ九州
- ・北誠産業(株)
- ・不二サッシS・C(株)
- ・不二サッシリニューアル(株)
- ・不二倉業(株)
- ・奈良不二サッシ(株)
- ・(株)沖縄不二サッシ
- ・山口不二サッシ(株)
- ・(株)不二サッシ関東
- ・不二ライトメタル(株)東資材生産部
- ・北海道住宅サービス(株)

(以上、26事業所)

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。不二サッシ健康保険組合では、健康診査事業について、事業所（上記25事業所・以下同じ）と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称——について、次のように公表いたします。

1. 事業所との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、事業所とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

- 内科診察（問診と聴打診、既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査）
- 身体計測
 - ・身長、体重、腹囲、肥満度（BMI）
- 視力・聴力検査（会話法あるいはオーディオメーター）
- 胸部X線
- 肺機能測定
 - ・肺活量、予測肺活量、肺活量比、一秒量、一秒率
- 血圧測定

・収縮期、拡張期

- **心電図検査**（安静時あるいは負荷）
 - **尿検査**
 - ・ **蛋白、糖、潜血**
 - 血清検査
 - ・ 尿素窒素、クレアチニン
 - 胃透視または胃内視鏡検査
 - 便潜血反応検査
 - 大腸内視鏡検査（精密検査時）
 - **肝機能検査**
 - ・ **GOT、GPT、 γ -GTP**、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、
コリンエステラーゼ、ALP、LAP、A/G
 - 膵臓検査（アミラーゼ）
 - 肝炎ウイルス検査
HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体（35歳以上1回）
 - 血中脂質・尿酸検査
 - ・ 血清総コレステロール、**血清トリグリセライド（中性脂肪）、HDL-コレステロール、LDL-コレステロールまたはNon-HDLコレステロール**、尿酸
 - **血糖検査**（糖代謝）
空腹時血糖または随時血糖、HbA1c、尿糖、糖負荷試験（60分血糖・尿糖、120分血糖・尿糖）
 - 血液検査（**貧血検査**）
 - ・ 白血球、**赤血球、血色素量**、Ht、血小板、MCH、MCV、MCHC、好中球、好酸球、好塩基球、単球、リンパ球
 - 腸がん検査（便検査）
 - 眼底検査
 - PSA検査
 - 乳がん検査
 - 子宮頸がん検査
 - 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項
- ※太字部分は、労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・ 不二サッシ(株)千葉工場 千葉総務部
- ・ 不二サッシ(株)本部 総務人事部
- ・ 不二サッシリニューアル(株) 総務人事部
- ・ 日海不二サッシ(株) 総務部
- ・ 不二ライトメタル(株)本社 総務部

・ 不二倉業(株)	管理部
・ 不二サッシユニオン	健保担当
・ 奈良不二サッシ(株)	総務部
・ 北海道不二サッシ(株)	総務部
・ しらたか不二サッシ(株)	総務グループ
・ (株)沖縄不二サッシ	経理部
・ (株)不二サッシ東海	経理課
・ (株)不二サッシ中四国	経理グループ
・ 山口不二サッシ(株)	経理総務部
・ 関西不二サッシ(株)	総務グループ
・ (株)不二サッシ東北	管理部
・ (株)不二サッシ関東	管理部
・ (株)不二サッシ関西	管理部
・ (株)不二サッシ九州	管理部
・ 不二ライトメタル(株)東資材生産部	総務部
・ 大牟田アルミ建材(株)	健保担当
・ 北誠産業(株)	経理T
・ 北海道住宅サービス(株)	管理部
・ (株)東亜サッシ	総務・経理担当
・ 不二サッシS・C(株)	八潮事業所
・ 不二サッシ健康保険組合	常務理事、事務長及び職員

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・ 事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、不二サッシ健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。
- ・ 不二サッシ健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、事業所とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合に保存し、事業主の産業医、保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

5. 健診データの管理責任者名（もしくは名称）について

健診データの管理責任者は、上記 3. の各事業所部署責任者と不二サッシ健康保険組合の事務長です。

不二サッシ健康保険組合 個人情報取扱業務委託先一覧

委託先	委託業務
(株)大和総研	健保基幹システムの開発・保守運用等
光ビジネスフォーム(株)	医療費通知等、加入者への通知書類の印刷・発送
(株)大正オーディット	柔道整復師等療養費の内容点検、申請書類のスキャナーデータ作成、負傷原因調査等
	海外療養費の算定
(株)大久保	個人情報の溶解・裁断・廃棄処理
(株)都市環境エンジニアリング	個人情報の廃棄処理
(株)赤ちゃんとママ社	育児書の発送
(株)あまの創健	主婦健診
(一社)全国健康増進協議会	主婦健診
明治安田収納ビジネスサービス(株)	任意継続被保険者の保険料収納代行
(株)CureApp	オンライン禁煙治療
メドケア(株)	オンライン禁煙治療
(株)カルナヘルスサポート	重症化予防指導
(株)保健支援センター	重症化予防指導・特定保健指導・若年層保健指導
(株)グッピーズ	健康管理アプリ
(株)アドバンテッジリスクマネジメント	特定保健指導・若年層保健指導
ウィーメックス株式会社	特定保健指導・若年層保健指導
株式会社オクタウェル	特定保健指導・若年層保健指導
RIZAP株式会社	特定保健指導・若年層保健指導

2026.04.01現在